

案

第3号

決 議

われわれは、循環型社会形成の推進と地域の生活環境の向上を図るうえで廃棄物行政が果たすべき役割の重要性を深く認識し、廃棄物の発生抑制、再利用及び資源化・再生利用を促進するための諸施策を積極的に進めるとともに、廃棄物処理施設の計画的な整備やこれら施設の適正かつ効率的な運営管理を行うなど廃棄物の適正処理を一層推進すべく懸命の努力を続けているところである。

さて、わが国の廃棄物処理に関しては、昨今の大規模災害を踏まえ、安全・安心を基調に循環型社会、低炭素社会、自然共生型社会の三つを統合的に推進していくことにより、持続可能な社会の実現をすることが大きな課題となっております。

国においては、昨年六月に第四次循環型社会形成推進基本計画及び廃棄物処理施設整備計画の見直しが行われ、更なる循環型社会の形成に向けた取組みがスタートいたしました。

また、廃プラスチック有効利用率の低さ、海洋プラスチック等による環境汚染が世界的課題となっている中で、このたび、プラスチック資源循環戦略の在り方についての答申が取りまとめられました。今後は、ワンウェイプラスチックの使用削減、レジ袋有料化義務化等に向けた取組が加速されることとなります。

このような状況の下、我々公益社団法人全国都市清掃会議は、基礎自治体である市区町村等で組織する団体として、その責務である廃棄物行政が果たす役割の重要性を深く認識し、廃棄物の適正な処理を一層推進すべく、地域の生活環境の向上と循環型社会の形成推進に向け努力している。

また、市区町村等においては、依然として厳しい財政状況で推移している中で、創意工夫を凝らし廃棄物行政の効率的な管理運営を進め、地域の循環型社会形成推進の中核としての役割を担ってきている。しかし、環境問題等への社会的要請の高まりとともに3Rや適正処理の一層の推進に向けた取組みが求められるなど、その対応に苦慮しているところである。

国においては、地方財政の現況及び市区町村等の現下の実情を認識し、環境政策への取組み及び循環型社会の形成が一層推進できるよう、下記事項についてなお一層の努力を傾注されるよう要望する。

記

1. 廃棄物処理施設整備等廃棄物行政に対する財政措置の強化拡充
2. リサイクル関連法の推進
3. 適正処理困難廃棄物対策の促進
4. 廃棄物の適正処理等の推進

以上決議する。

平成31年5月23日

公益社団法人 全国都市清掃会議